

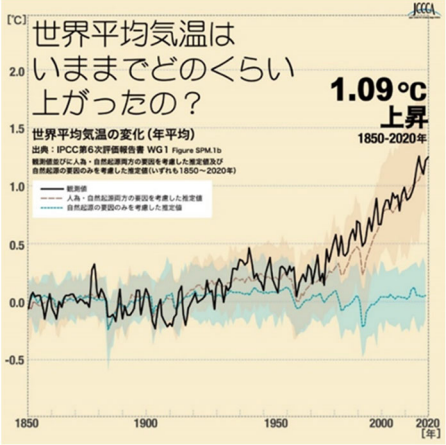
第1章 計画策定の背景

地球温暖化問題に関する国内外の動向

（1）気候変動の影響

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。地球温暖化は、大気中の温室効果ガスの濃度の上昇に伴い、温室効果が強くなり、地上の温度が上昇することで引き起こされます。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。



（2）地球温暖化対策を巡る国内の動向

①日本の取り組み

令和2（2020）年10月に、国は2050年までに日本における温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画では、「平成25（2013）年度を基準として、温室効果ガス排出削減目標を令和12（2030）年度までに50%削減すること」を目標として掲げています。令和7（2025）年2月の見直しにおいては、令和17（2035）年度に65%削減、令和22（2040）年度に79%削減（それぞれ平成25（2013）年度比）の新たな目標を設定しました。

政府実行計画の見直しについて

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。[現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定]
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電 ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。
✓ ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
- 建築物の建築 ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/LED ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達 ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再生電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。
- GX製品 ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、率先調達する。
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量が大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、フロン類の排出抑制に係る取組を強化
- ✓ Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。
- ✓ 職員にデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope 1）、エネルギー起源間接排出量（Scope 2）以外のサプライチェーンにおける排出量

②福島県の取り組み

「ふくしまエコオフィス実践計画」（平成9（1997）年3月策定、令和5（2023）年3月改定）により、「福島県地球温暖化対策推進計画」の見直しに合わせ、温室効果ガスの削減目標を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度を基準として64%削減することを目標としています。

第2章 計画の基本的事項

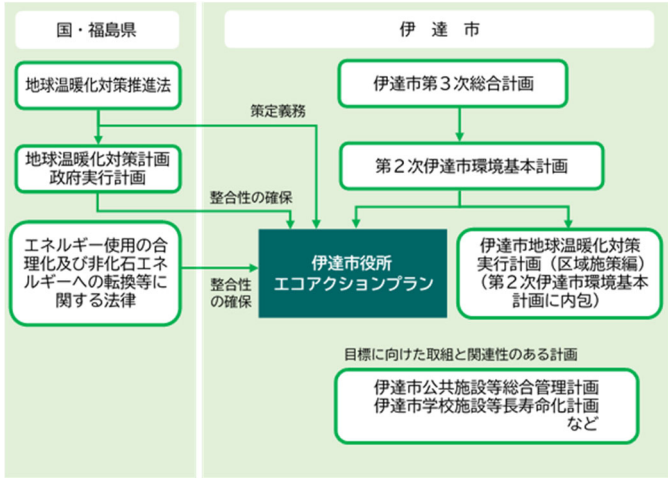
計画の目的

本計画は、市が自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

上位計画や関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」です。市が自らの事務事業から発生する温室効果ガス排出量の削減について定める計画です。

本計画の策定にあたり、策定根拠となる法律及び国の計画、福島県の計画、市の上位・関連計画を踏まえて検討しました。



計画期間、見直し予定時期

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

ただし、国内外の社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画の対象とする範囲

本計画では、市が所有し、または管理する公共施設における全ての事務事業を対象とします。また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等については、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガス排出削減等の取り組みを講じるよう要請します。

なお、計画期間中に新設される施設等についても本計画の対象とします。

対象とする温室効果ガスの種類

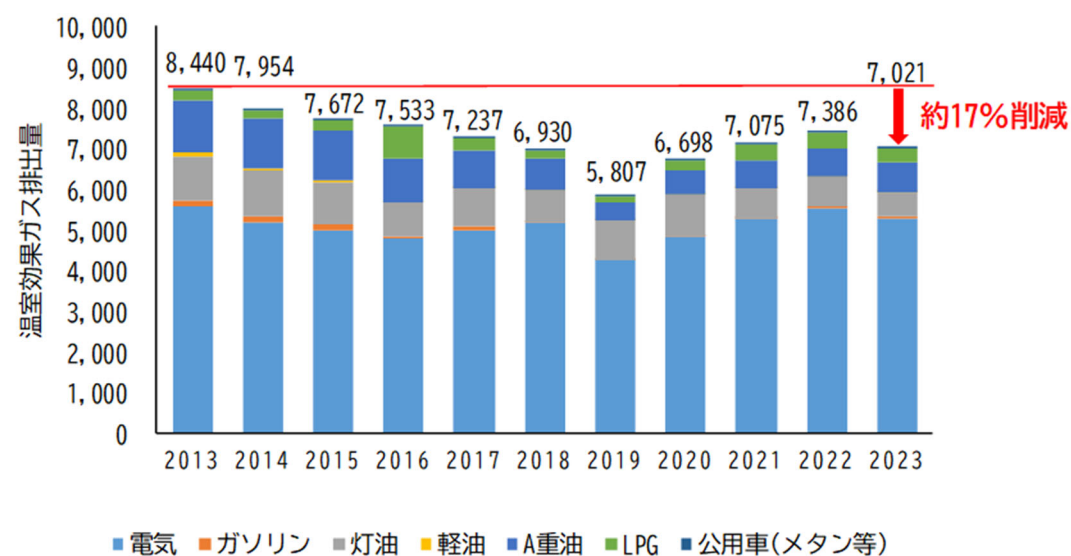
本計画では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する以下の7種類の温室効果ガスを対象とします。なお、PFCs 及び SF₆、NF₃ については、現在の市の事務事業活動に関して該当するものはない、または少量のため、CO₂、CH₄、N₂O、HFCs について算定対象とします。

本計画において対象となる活動の区分	
ガス種	活動の区分
二酸化炭素（CO ₂ ）	・ 燃料の使用 ・ 他人から供給された電気の使用 ・ 他人から供給された熱の使用
メタン（CH ₄ ）	・ 自動車の走行
一酸化二窒素（N ₂ O）	・ 自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	・ 自動車用エアコンディショナーの使用

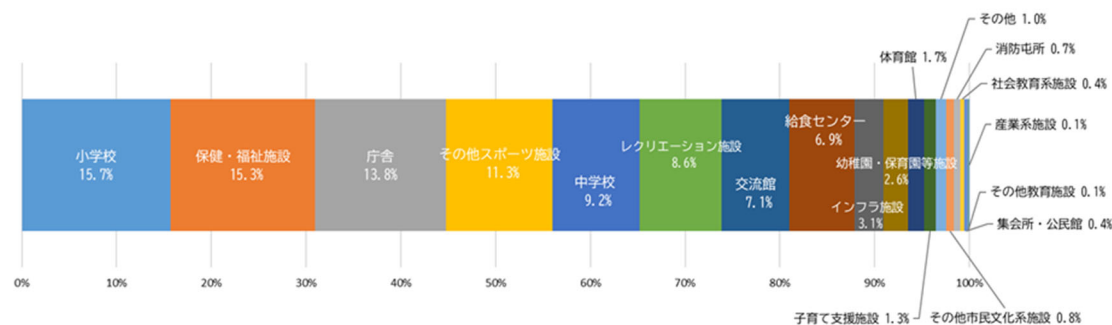
第3章 温室効果ガス排出量等

温室効果ガス排出量

市の令和5（2023）年度における温室効果ガス排出量は、7,021t-CO₂で、基準年度である平成25（2013）年度の排出量8,440t-CO₂と比較して、約17%削減しています。



施設グループごとの温室効果ガスの排出量では、小学校が15.7%、保健・福祉施設が15.3%、庁舎が13.8%、その他スポーツ施設が11.3%となりました。



施設設備等の導入状況

【LED 導入状況】

公共施設において令和5（2023）年度までにLED化がすべて完了している施設は、33か所です。

【再生可能エネルギー導入状況】

公共施設において令和5（2023）年度までに太陽光発電設備を導入している施設は、12か所です。

【公用車の電動車導入状況】

現在、市で所有している消防車等の特殊車両を除く公用車は129台であり、そのうち、リース車両を含む電動車（ハイブリッド車、電気自動車）を26台導入しています。

第4章 温室効果ガス削減目標

目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画における、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むことが求められています。

また福島県においては、「福島県2050年カーボンニュートラル」に向けて県の職員自ら率先して取り組む必要があるということから、「ふくしまエコオフィス実践計画」においては、「2013年度を基準として、事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに64%削減すること」としています。

以上のことを踏まえて、本計画における目標を設定します。

温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、「令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で64%削減」を目標とします。

温室効果ガスの削減目標

令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を
平成25(2013)年度比で **64%**削減

第5章 目標達成に向けた取り組み

基本方針

エネルギーの効率的な利用による省エネの推進

職員一人一人が、市民等に対して模範となるよう自覚を持つとともに、カーボンニュートラル実現に向けた意識を持って、省エネルギーを実践し、温室効果ガスの削減に努めます。

再生可能エネルギーの導入

太陽光発電システムと蓄電池の併用により、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできることから、公共施設への再生可能エネルギーと蓄電池の導入について推進します。

低炭素型まちづくりの推進

環境にやさしい交通手段の選択や、電気自動車等の次世代自動車の導入を推進し、二酸化炭素排出量を抑える低炭素型まちづくりを進める必要があります。

市役所においてエコ通勤や公共交通機関の積極的な利用を率先して実行し、見本を示すとともに、市民のエコ通勤の普及促進に努めます。

3Rと資源の有効活用の推進

公共施設から排出される廃棄物については、3Rに努め、循環型社会の形成を推進します。また、近年では、再生可能な資源を活用した「Renewable」も注目されており、ごみの減量化に努めるだけでなく、素材自体をRenewableなものに切り替えることで環境負荷の大きい石油由来のプラスチックの消費の抑制を推進します。

目標達成に向けた取り組み

(1)エネルギーの効率的な利用による省エネの推進

職員一人一人の省エネ意識の醸成と省エネ行動の実践が重要な取組となります。職員が職場でできる環境行動を着実に実施し、環境に配慮した行動に心掛けます。

また、ノー残業デーを実施し、定時退庁による一斉消灯、OA 機器の電源をオフにすることで、使用電力の削減を行います。

「伊達市 DX 推進方針」に基づき DX 化を進め、より効率的な業務を行うことで、環境負荷低減を図ります。

取組項目	具体的な取組
空調	・空調設備やボイラーの更新を行う際は、エネルギー効率の高い設備を導入する。 ・クールビズやウォームビズなど、室温にあわせた服装にする。 ・空調の設定温度・湿度を適切に調整する（室内温度・夏の冷房時は 26 度、冬の暖房時は 24 度を目安とする）。 ・室外機フィンを洗浄することで、機器の効率を回復させる。 ・冷却水設定温度を冷房負荷ピーク時と軽負荷時できめ細かく調整し、冷凍機熱源設備の機器効率を向上させる。
照明	・エネルギー削減効果が高く、当面の間、供用が見込まれる施設の LED 照明の導入を進めます。 ・夜間・休日・昼休みは、必要以外の照明を消灯する。 ・会議室やトイレの未使用時は照明を消灯する。 ・残業時には、不要な照明を消灯する。 ・照明の間引きの消灯を徹底する。（屋外照明は、可能な限り時間短縮する）。
OA 機器等	・OA 機器を使用しないときは、電源を切る。可能なときはコンセントを抜く。 ・パソコンやプリンター等の省エネモードを活用する。 ・パソコンのディスプレイを適切な輝度に設定する。

(2)再生可能エネルギーの導入

既存公共施設あるいは今後建設が予定される公共施設においては、太陽光発電システムの最大限導入を検討します。地域の防災拠点施設としての機能を強化するため、蓄電池と併せた導入を推進します。

取組項目	具体的な取組
再生可能エネルギーの活用	・公共施設の建築物に対して、太陽光発電設備の最大限の導入を検討する。 ・太陽光発電設備の導入にあたっては、PPA モデルやリースなどの活用も検討する。 ・再生可能エネルギーの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池の導入を検討する。 ・電力の購入に関しては、再生可能エネルギーの割合を考慮することに努める。

(3)低炭素型まちづくりの推進

市においては、マイカーを利用せず、自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤の取組を推奨しています。また、エコドライブの徹底や公用車の一括管理による車両台数の適正化を行うなど、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

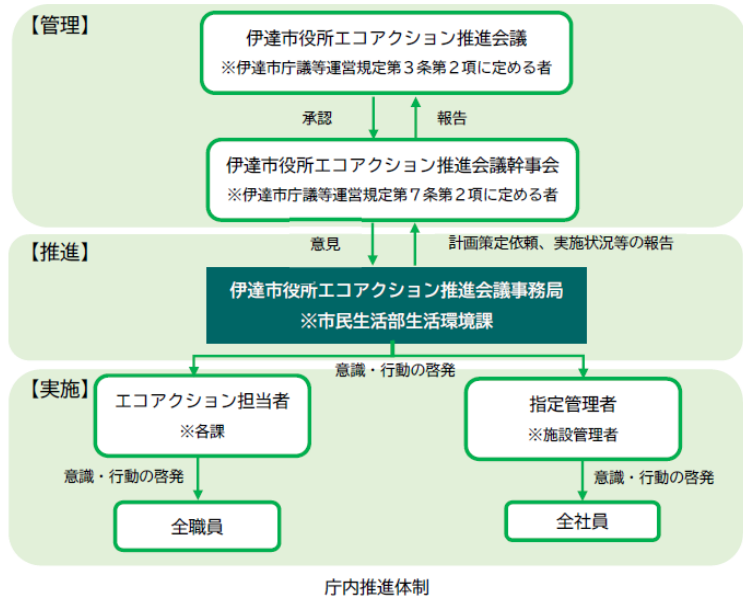
取組項目	具体的な取組
自動車の利用	・今後更新する公用車に関しては、電動車の導入を検討する。 ・エコ通勤や公共交通機関の積極的な利用を率先して実行する。 ・環境負荷の少ない運転（エコドライブ）を徹底する。

(4)3R と資源の有効活用の推進

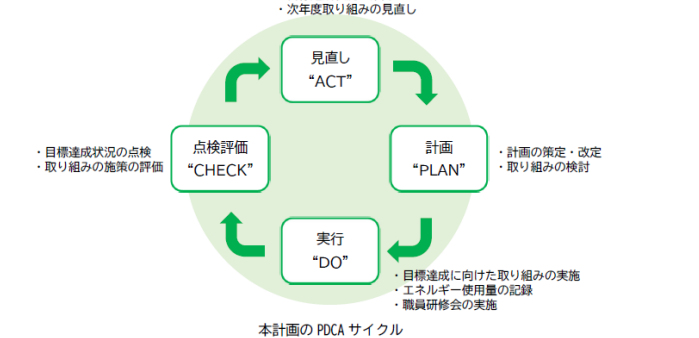
職員一人一人がごみの減量化、資源化への意識を高め、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進します。

取組項目	具体的な取組
事務用品・機器	・事務用品や事務機器を購入する際は、無駄を減らし、適切な量を購入する。 ・備品や事務機器等は、修繕しながら長期間の利用を図る。
紙製品	・用紙の使用量削減に向けて、会議資料の簡素化やパソコンやタブレット等の活用による紙の使用の削減に努める。 ・両面コピー、裏紙利用の徹底、使用済み封筒の庁内連絡用への再利用などに努める。
廃棄物の削減	・庁舎内におけるリサイクルの徹底に努める。 ・ごみやリサイクル可能な資源の分別を徹底し、適切な処理が行われるよう努める。 ・マイボトルやマイバッグを活用する。 ・環境省が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境に配慮した物品等の調達を推進する。

第6章 計画の進行管理



本計画の推進、点検・評価及び見直しは、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルに基づき推進していきます。



本計画の取り組み内容、削減目標の達成状況等については、年1回ホームページ等で公表します。

率先した市の取り組みにより、市全体に発展させることを目指します。